土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第25号

土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和42年岩手県規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$  「略]

(4) 課長等 農村建設課総括課長、畜産課総括課長、道路 建設課総括課長及び河川課総括課長並びに広域振興局の農 林部農村整備室若しくは土木部、広域振興局総合支局の農 林部農村整備室、農林部農林センター、土木部若しくは土 木部土木センター又は地方振興局の農政部、農林部(農村 整備室の置かれている部にあっては、農村整備室)若しく は土木部の長をいう。

(県有土地改良財産たる土地等の管理及び処分に関する事務 の所管及び分掌)

第3条 県有土地改良財産たる土地、工作物その他の物件又は|第3条 県有土地改良財産たる土地、工作物その他の物件又は 建物(以下「県有土地改良財産たる土地等」という。)の管理 及び処分に関する事務は、当該物件又は建物を所管する農林 水産部長又は県土整備部長が所管し、その事務は、当該物件 又は建物を所管する課長等が分掌する。

(旧県有土地改良財産整理簿)

第13条 課長等は、条例の規定に基づく交換又は譲与によって 第13条 課長等は、条例の規定に基づく交換又は譲与を行った 県有土地改良財産でなくなった土地、工作物その他の物件又 は建物について旧県有土地改良財産整理簿(様式第8号)を 備え付けて置かなければならない。

様式第2号(第7条関係)

「略]

振興局長 様

「略]

様式第3号(第10条関係)

[略]

振興局長 様

「略]

様式第4号(第10条関係)

[略]

改正後

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$  「略]

(4) 課長等 農村建設課総括課長並びに広域振興局の農政 部の農村整備室、農林振興センター(農村整備室が置かれ る農林振興センターにあっては、農村整備室)及び農村整 備センター並びに農林部及び農林部農林振興センターの長 をいう。

(県有土地改良財産たる土地等の管理及び処分に関する事務 の所管及び分掌)

建物(以下「県有土地改良財産たる土地等」という。)の管理 及び処分に関する事務は、農林水産部長が所管し、その事務 は、当該物件又は建物を所管する課長等が分掌する。

(交換等の報告)

ときは、別に定めるところにより、その概要を農林水産部長 に報告しなければならない。

様式第2号(第7条関係)

「略]

広域振興局長 様

「略]

様式第3号(第10条関係)

[略]

広域振興局長 様

「略]

様式第4号(第10条関係)

[略]

<u>振興局長</u> 様	<u>広域振興局長</u> 様
[略]	[略]
様式第5号(第10条関係)	様式第5号(第10条関係)
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 様	
[略]	[略]
様式第6号(第10条関係)	様式第6号(第10条関係)
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 様	
[略]	[略]
様式第7号(第12条関係)	様式第7号(第12条関係)
[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第8号を削る。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の土地改良財産の管理及び処分に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。